（駐車室の高さ）

第八条　駐車室の高さは、1.6m以上（自動二輪車用の装置については、収容可能な自動二輪車の高さに0.05m以上を加えたもの）とする。

（乗降室の高さ）

第九条　乗降室の高さは、1.8m以上（自動二輪車用の装置であって人が運転して立ち入るものについては、2.1m以上）とする。

（避難階段）

第十条　避難階段に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	避難階段
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	令第10条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。
自動車用エレベーター	令第10条の規定による。

（防火区画）

第十一条　防火区画に関する基準は、令第11条の規定による。

（換気装置）

第十二条　換気装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	換気装置
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	令第12条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、前面空地として設ける車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については令第12条の規定による。
自動車用エレベーター	令第12条の規定による。

（照明装置）

第十三条　照明装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	照明装置
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	乗降室については、その床面の照度を２ルクス以上に保つこと。
自動車用エレベーター	車路に相当する部分については、その床面の照度を10ルクス以上に保つこと。

（警報装置）

第十四条　警報装置に関する基準は、令第14条の規定による。

第三章　安全機能に関する基準

（囲い）

第十五条　出入口を除く装置の周囲には、人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、外壁、柵等の囲いを設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

２　囲いは、人が装置内の稼動部に容易に触れることができない構造及び形状を有することとする。

（出入口扉等）

第十六条　装置の出入口には、装置の稼動中に人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、扉又は可動柵（以下「出入口扉等」という。）を設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

２　チェーン、スプロケット等の可動部には、人が挟まれ、又は巻き込まれることのないよう、覆いを施すこととする。

（駐車室等）

第十七条　駐車室及び装置内で自動車が通過する部分の寸法は、自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、必要な余裕を確保することとする。

（乗降室）

第十八条　乗降室には、人が安全に通行できる歩行用の通路を確保することとする。

２　通路には、歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等があってはならない。

（機械装置）

第十九条　装置の構造上主要な部分は、その用途、規模及び構造の種類に応じて、これに作用する自重、積載荷重、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上必要な強度を有することとする。

２　駆動装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　綱車及び巻胴は、地震その他の振動及び衝撃によって主索等が外れない構造とすること。

二　綱車及び巻胴は、使用する主索等の強度を維持するため必要な大きさを有すること。

三　自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、入出庫に要する時間が駐車容量に比し過大とならないものであること。